

2024年 月 日

高等学校等就学支援金 課税地確認書

科	年	組	番	生徒氏名
次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。				
☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。				

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地で課税された税額情報が必要です。課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和6(2024)年の1月1日時点の住所と令和5(2023)年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入いただき、7月10日(水)までに提出願います。

【確認事項】

No.	保護者等の氏名 日中連絡のつく電話番号	生徒との 続柄	各年1月1日時点の住所	当てはまる場合は口にチェック
1	(ふりがな)		2023年1月1日時点の住所 都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2023年1月1日時点で 日本国内に住所を有し ていない。
	2024年1月1日時点の住所 都 道 市 区 府 県 町 村		☐ 2024年1月1日時点で 日本国内に住所を有し ていない。	
	(TEL)			
2	(ふりがな)		2023年1月1日時点の住所 都 道 市 区 府 県 町 村	☐ 2023年1月1日時点で 日本国内に住所を有し ていない。
	2024年1月1日時点の住所 都 道 市 区 府 県 町 村		☐ 2024年1月1日時点で 日本国内に住所を有し ていない。	
	(TEL)			

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2024年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（2023年1月1日時点の住所）

2024年7月～2025年3月に申請する場合の課税地→B市（2024年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

〈その他注意事項〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要がありますので、必ず学校に連絡してください。